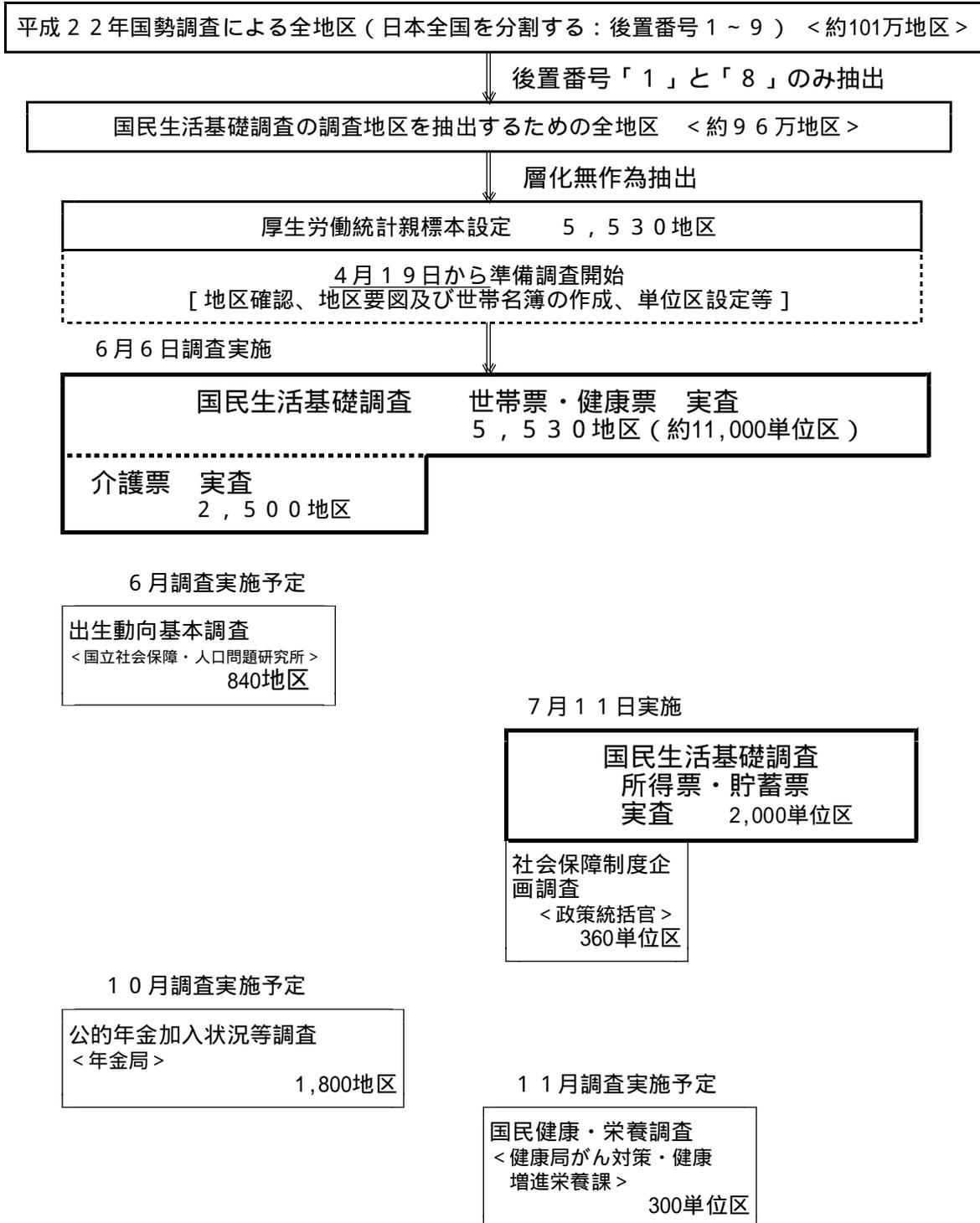


平成 25 年国民生活基礎調査の体系（案）

平成 25 年の 6 月と 7 月に実施予定の国民生活基礎調査（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）は、次のような体系で行う。

また、本調査を親標本とした後続調査は、次のとおり。



- 注) 1 後置番号「1」；一般調査区（特別調査区（常住者がいない又は著しく少ない区域）及び水面調査区（港湾区域、漁港の水域で水上生活者のいる区域等）以外の区域）
- 2 後置番号「8」；おおむね、50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域。
- 3 単位区；推計精度の向上、後続調査の調査員の方々の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区（50～60世帯）をおおむね30世帯ごとに地理的に分割したもの。